

## 松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年松戸市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第3条ただし書の規定に基づき、志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 松戸市教育委員会教育長は、規則第3条ただし書きに規定する承認の権限を入学の志願を受ける市立高等学校の校長に委任する。

(承認手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県の前接学区内から松戸市立高等学校を志願する場合は、この限りでない。

- (1) 松戸市立高等学校（入学者選抜，転・編入学）志願証明書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 松戸市立高等学校入学者選抜要項に定める書類
- (4) その他当該校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月13日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱第3条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る入学志願について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る入学志願については、なお従前の例による。